

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大分地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
厚生年金関係	6 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和38年4月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月20日から39年1月6日まで

私は、昭和35年から46年までの期間においてA社に継続して勤務しており、途中で辞めたことがないのに、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いのは納得できない。

申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 勤務内容に係る申立人の供述、雇用保険の加入記録及び複数の同僚の供述から、申立人は、昭和35年から46年までの間、A社に継続して勤務（同社B出張所から同社本社に異動）していたことが認められる。

また、A社B出張所及び同社本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人とほぼ同時期に同社同出張所から同社本社に異動したことが確認できる同僚6人のうち、いったん退職した後に再雇用されたと供述している二人を除く4人は、同社同出張所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日と同日付けで同社本社における厚生年金保険被保険者の資格を取得しており、いずれも厚生年金保険被保険者記録が継続していることが確認できる。なお、申立人の異動日は、昭和38年5月25日付けでA社B出張所において厚生年金保険被保険者の資格を喪失している同僚が、「申立人は、私がA社B出張所を退職する1か月ぐらい前に、本社に行ったと思う。」と供述していること及び同社同出張所における複数の同僚の供述から総合的に

判断すると、申立人が同社同出張所における厚生年金保険被保険者の資格を喪失した同年4月20日であると認められる。

以上の事実から判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていたと認められる。

- 2 申立期間の標準報酬月額については、申立人と同職種の同僚のA社における昭和38年8月の標準報酬月額及び申立人の同社における39年1月の標準報酬月額から3万円とすることが妥当である。
- 3 申立人に係る申立期間の保険料の事業主による納付義務の履行については、事業所はすでに廃業している上、事業主は疾病のため聴取することができないが、事業主による申立てどおりの資格取得届並びに申立期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定などのいずれの機会においても、社会保険事務所（当時）が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が昭和39年1月6日を厚生年金保険の被保険者資格の取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る38年4月から同年12月までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年3月7日から26年5月1日まで
② 昭和29年5月ごろから同年11月1日まで

申立期間①については、昭和25年3月6日にA市の水産高校を卒業後、その翌日にB社（現在は、C社）D支所に入社し、E出張所に配属され、F丸に1年程度乗り込み従事した。その後、F丸からG丸に乗り換えた。社会保険事務所（当時）に照会したところ、船員保険の被保険者記録は昭和26年5月1日からとなっており、申立期間①に係る船員保険の被保険者記録を確認することができないとの回答を得た。

また、申立期間②については、H商店に勤務し、甲板員として、「I丸」に乗り込んでいたが、社会保険事務所に照会したところ、申立期間②に係る船員保険の被保険者記録を確認することができないとの回答を得た。

両申立期間について、船員保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について

C社に照会した結果、「申立人の勤務実態は不明。E出張所は存在していたが、昭和25年5月1日時点の同出張所の職員名簿に申立人の氏名は無い。」との回答がなされており、申立人の勤務実態等を確認することができないものの、勤務内容に係る申立人の具体的な供述及び同僚の供述から、申立人が、申立期間①当時、B社D支所のF丸に乗り込んでいたことは推認できる。

しかしながら、B社に係る船員保険被保険者名簿によれば、申立人が申立人より先に勤務していたと記憶する同僚に係る船員保険被保険者資格の取得日は昭和26年5月1日であることが確認できる。

また、申立人が記憶するF丸の乗組員8人のうち6人が上記のとおり申立人と同日付けで船員保険被保険者資格を取得していることが確認できる

が、これらの同僚は、i) 乗り込んでいたF丸は30トン未満の漁船で船員保険の適用はなかったこと、ii) 昭和26年5月に申立人を含むF丸の乗組員はG丸に乗り換え、その際に船員保険に加入したことをそれぞれ供述している。

以上の事実から判断すると、申立期間①当時、F丸は船員保険の適用船舶に該当していなかったものと考えられ、申立人は、同人と同日付けで船員保険被保険者の資格を取得している前述の乗組員6人と同様にG丸に乗り換えた際に船員保険被保険者の資格を取得したものであると認められる。

なお、B社に係る申立期間①当時の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立人の氏名を確認することはできない。

2 申立期間②について

申立人の勤務内容に係る具体的な供述及び申立人の妹の供述から、申立人が、申立期間②当時、H商店に勤務し、「I丸」に乗り込んでいたことがうかがえる。

しかしながら、申立人が乗り込んでいたとする「I丸」の船舶所有者、船長及び機関長は、いずれも既に死亡しており、申立人の勤務実態等に係る供述を得ることができない上、H商店が所有する他の2隻に乗り込んでいたとする複数の乗組員に照会しても、申立人に係る記憶は無く、勤務期間等を特定することができない。

また、H商店の船員保険被保険者名簿によれば、申立期間②当時、「I丸」の乗組員は、機関長の一人を除き船員保険被保険者記録が確認できない期間があることから、当時の事業主は、必ずしもすべての者を船員保険に加入させていなかったものと認められる。

さらに、事業主は既に死亡している上、当時の事務担当者も居所不明であり、申立期間②における厚生年金保険料の控除等について確認できる供述等を得ることができない。

加えて、H商店に係る申立期間②当時の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び船員保険被保険者名簿に申立人の名前は無く、整理番号に欠番も無い。

3 このほか、両申立期間に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、両申立期間に係る船員保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年6月1日から30年6月1日まで

私は、昭和28年5月、A連合会の採用試験を受け、同年6月1日に同連合会に入社し、正社員として30年5月31日まで勤務した。

申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A連合会の採用試験を受け、昭和28年6月1日に同連合会に正社員として入社し勤務したと述べている。

しかしながら、A連合会が保管する申立人に係る人事辞令発令案から、申立人が、申立期間のうち、昭和29年11月8日から30年5月31日までの期間において臨時雇員として同連合会に勤務していたことは確認することができるが、28年6月1日から29年11月7日までの期間において同連合会に勤務していたことを確認することはできない。この点について、A連合会に照会した結果、同連合会は、「申立人については、昭和29年11月8日から30年5月31日までの期間に係る人事辞令発令案以外の資料が無いため、当該人事辞令発令案以外の期間について、申立人が当連合会に入社した時期及び勤務実態は不明である。」と回答している。なお、申立人を記憶する同僚は、申立人の入社時期に係る記憶が無く、当該期間に係る申立人の勤務実態を確認することができない。

また、A連合会が保管する人事辞令発令案及び職員名簿によれば、申立期間当時、申立人以外に臨時雇員と記録されている者が二人在籍していたことが確認できるが、同連合会に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を調査した結果、当該臨時雇員らについては、厚生年金保険被保険者記録を確認することができなかった。なお、申立人と異なる雇用形態と記録される者につ

いては、上記健康保険厚生年金保険被保険者名簿を調査した結果、いずれも厚生年金保険被保険者記録が確認できる。これらの事実からすれば、申立事業所は、申立期間当時臨時雇員と記録された者については厚生年金保険に加入させていなかった状況がうかがえる。

さらに、A連合会に照会した結果、「申立人に係る人事辞令発令案以外の資料が無く、厚生年金保険の加入状況等については不明である。」との回答であったが、申立期間当時に在籍していた臨時雇員は居所が不明であることから、申立内容を確認することのできる供述を得ることができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年6月1日から28年7月1日まで
申立期間において、A社に勤務していたのに、ねんきん特別便で確認したところ、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無かった。
申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

勤務内容に係る申立人の具体的な供述及び同僚等の供述から、勤務期間は特定できないものの、申立人が、A社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、事業所番号等索引簿によると、A社は、昭和29年1月3日に厚生年金保険の適用事業所に該当しており、申立期間は適用事業所に該当していないことが確認できる。

また、事業所番号等索引簿によると、A社は、昭和35年2月13日に適用事業所に該当しなくなっている上、当時の事業主も死亡しており供述等を得ることができないものの、当該事業主の子に照会した結果、「申立人がA社で勤務していた記憶はあるものの、申立期間当時、当社は厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、従業員の給与から厚生年金保険料を控除していなかったと聞いている。」と供述しているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、同社のほぼすべての従業員が、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当することとなった昭和29年1月3日付けで厚生年金保険被保険者の資格を取得しており、申立期間における厚生年金保険の被保険者記録を確認することができない上、同社の複数の従業員に照会しても、「昭和29年1月以前の厚生年金保険料の控除については記憶が無い。」と供述している。

さらに、申立人が健康保険証を受け取ったとする申立事業所の従業員について記憶する者もないことから、申立人の厚生年金保険の加入状況について確認できる供述を得ることができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 470

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年5月1日から32年6月30日まで

私は、申立期間においてA社（現在は、B社）の鉄骨建築工事現場の工員として勤務した。

同職種の元同僚には申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できるのに、私には厚生年金保険の被保険者記録が無いので納得できない。

申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

勤務内容に係る申立人の具体的な供述及び複数の同僚の供述から、勤務期間の特定はできないものの、申立人が、A社において、鉄骨建築工事現場の工員として業務に従事していたことはうかがえる。

しかしながら、B社に照会した結果、「申立期間に係る関連資料を保管していないため、申立人に係る勤務形態等を確認することができないが、申立人は長くは勤務しておらず、工事ごとに雇用する臨時工であったと、当時勤務していた従業員が供述している。」と回答しているところ、申立期間のうち、昭和31年8月以降に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚はいずれも申立人に係る記憶が無い。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人が同時期（昭和30年5月）にA社に入社したと記憶する同僚（C氏）に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できないところ、申立人が名前を挙げた前述とは別の同僚は、「申立人が記憶する同僚（C氏）も、申立人と同様に長くは勤務していなかったと思う。」と供述しており、事業主も、「当時の保険料控除等に係る関連資料は無いものの、臨時工については厚生年金保険に加入させておらず、給与から厚生年金保険料も控除していないと思う。」と回答している上、複数の同職種の同僚も、臨時工は長く勤務しないとなかなか本採用にはなれなかつ

たこと及び本採用の正社員となってから厚生年金保険に加入したことをそれぞれ供述しているところ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、当該同僚らは、入社後すぐに厚生年金保険被保険者の資格を取得していないことが確認できることから判断すると、当時の事業主は、申立人と同職種の臨時工として雇用した従業員については、一定期間は厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 471

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 1 月 1 日から 19 年 1 月 1 日まで

私は、昭和 17 年 1 月 5 日に A 社に入社したが、厚生年金保険被保険者資格の取得日が 19 年 1 月 1 日となっている。

当時、従事していた仕事は事務職等ではなく、昭和 19 年の法改正の適用を受けないはずなので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 17 年 1 月から A 社で勤務していたと主張しているところ、健康保険労働者年金保険被保険者名簿によれば、申立人は、同社において、同年 1 月 5 日付けで健康保険被保険者資格を取得しており、申立人が申立期間に同社で勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、健康保険労働者年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)によれば、申立人が厚生年金保険に加入したのは昭和 19 年 6 月 1 日と記載されていることが確認できる上、申立人の労働者年金保険記号番号の前後約 400 人の連番で払い出されている被保険者のうち、15 年 6 月から 19 年 6 月までに健康保険被保険者資格を取得し、オンライン記録から厚生年金保険に加入していたことが確認できる者 53 人は、いずれも 19 年 6 月 1 日付け又は同年 10 月 1 日付けで厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、A 社に照会した結果、「昭和 23 年までの採解簿に申立人の氏名の記載は無く在籍記録が確認できない。また給与から保険料を控除していたか否かは

不明。」と回答している上、申立期間当時の複数の同僚に照会したところ、「申立人に係る記憶は無く、申立人の職種はわからない。」と回答している。

なお、申立人のオンライン上の厚生年金保険被保険者資格取得日は、昭和19年1月1日となっており、申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)の被保険者資格取得日(昭和19年6月1日)と相違しているが、このことについて、社会保険事務所(当時)は、「19.6.1の記載を19.1.1と入力誤りしたことによる。」としており、当該誤処理をもって19年10月1日の制度改正前の労働者年金保険適用対象者であったとすることはできない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除等を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 472

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 10 月 1 日から平成 2 年 11 月 1 日まで

私は、昭和 61 年 9 月ごろから平成 2 年 10 月末までの期間においてA社に勤務した。

A社においては、勤務を開始した翌月である昭和 61 年 10 月ごろに厚生年金保険に加入していたはずだが、社会保険事務所（当時）に照会した結果、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が確認できないとの回答を得た。

申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めて欲しい。

第3 委員会の判断の理由

勤務内容に係る申立人の具体的な供述、同僚の供述、A社が保管する乗務員台帳及び事業主への照会結果から、勤務期間は特定できないものの、申立人が、同社において、トラックの運転手として勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A社が保管する申立期間当時の乗務員台帳によれば、当該乗務員台帳に氏名が認められる者のうち、申立人を含む 18 人は、同社に係るオンライン記録から厚生年金保険の被保険者記録を確認することができないところ、同社は、「3か月以上継続して雇用していれば、すべての乗務員を正社員とし、厚生年金保険に加入させた上で給与から保険料を控除していたので、乗務員台帳に氏名の記載がある者の厚生年金保険の被保険者記録が確認できないのはおかしい。事務手続はしっかりやっていたので、社会保険事務所が何らかの不正を行ったのではないかと思う。」と回答している一方で、i) 前述の乗務員台帳に氏名が認められる申立人を含む 18 人のすべての者に係る厚生年金保険被保険者資格の取得届及び喪失届のいずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していないとは考え難いこと、ii) 申立期間が4年間であるにもかかわらず、この間に行われるべきA社の申立人に係る事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定

時決定や事業主による申立てどおりの資格の取得届及び喪失届などのいずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから判断すると、同社の回答は信憑性が高いとは言いがたく、申立期間当時、同社においては、必ずしもすべての従業員を厚生年金保険に加入させていなかった状況がうかがえる。

また、A社は、「火災により申立期間当時の関連資料は焼失している上、当社の社会保険業務を委託していた社会保険労務士からも、『保存期限経過のため、当時の書類を確認することができない。』との回答を受けている。」と供述しており、前述の厚生年金保険の被保険者記録が確認できない同僚はいずれも連絡先が不明であるため、申立人の厚生年金保険料の控除等について供述を得ることができない。

さらに、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。